

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「ノートを取ろう」
- 03 今年も「富士山清掃」に行ってきました!
OAGグループ代表の太田孝昭の3Dフィギュアが完成
- 04 長期的な経営計画でスムーズな事業承継を
事業承継税制に欠かせない遺留分問題
OAG税理士法人 資産トータルサービス部 部長 奥田周年
- 06 『ダイヤモンド』にOAGが取り組む事業承継とM&Aが掲載されました
『実務経営ニュース』でクラウド会計を導入したOAGコンサルティングが紹介
されました
- 07 私のoff time
- 08 今後のセミナー開催予定

Vol. 164

2018年12月号

2018年11月25日発行

30th
CHALLENGE



「ノートを取ろう」

OAGグループ代表
太田 孝昭

「ノートを取ろう」なんて、小学校の時、先生から耳に「たこ」ができるくらい聞いた言葉のような気がします。「太田…ノートを取っておけ…そうでないと試験の時困るだろ…そうだから成績が悪いんだ」。こんな感じですかね。

こんな経験をお持ちの方は、意外に多いのではないのでしょうか。それを今更ノートを取ろうなんて、時代錯誤とお思いのことでしょう。しかしながら、やはりビジネスマンにとってノートは必携です。そこで改めて「ノートの効用」を考えてみました。

①ノートは備忘録として役立つ…当たり前のことです

②ノートは記憶力の手助けになる…読み返すことで記憶が鮮明になり、確実化する

ここまでは、学校で教わったことです。そういえば、成績の良い学友はノートの取り方が抜群にうまく、そのノートが試験の前などに回ってきて、一夜漬けの天才達(?)が暗記していたものです。書いた本人以外の役には立ちそうもないにも関わらずです。

さて、ビジネスマンにとってノートの効用は

③ノートを取りながらお客さまのお話を聞いていると、お客さまは真剣に話してくれます。途中でノートが間に合わないときには、お客様のお話を中断しても、怒るところか、気持ち良さそうに待ってもくれます。

④ノートを取っていると、お客さまは満足そうな顔をします。そうなんです、ノートを取ることは、お客さまを満足させられる、かつ信頼を得ることができる、得難い手段なのです。

ビジネスの基本は「信頼」です。小学校の時に先生に言われた事が、この様に役立つとは思っていませんでした。

しかし、最近はノートではなく、タブレット端末やパソコンに直接入力する人が多くなりました。それでも同じ様にノートはできますが、入力した内容を復唱するなどして、お客さまに知らせる必要があります。なんとと言っても、お客さまの感情はアナログです。そしてノートの目的は、信頼を得ることです。

今年も「富士山清掃」に行ってきました!

10月27日に、今年もSFPホールディングス株式会社の皆様と一緒に、富士山清掃に行ってきました。活動場所は、山梨県南都留郡鳴沢村の焼間地区で、産業廃棄物が大量に不法投棄された現場です。

当日は雨の予報でしたが、10時頃に集合場所の「道の駅なるさわ」に着くと、少しずつ雲が切れて、富士山の裾野が顔をのぞかせ、天気も私達を応援してくれているかのようでした。

暑いほどの日差しの中、汗を流しながら、固まったゴミの山を掘り崩して、土とゴミをふるいにかけ、分別することを1時間半ほど繰り返しました。しかし、土と一緒に固まったゴミの山は、ほんの僅かしか処理できませんでした。

毎年活動のサポートをお願いしているNPO富士山クラブの方は、「たった10日間ほどの不法投棄で、10年以上もかかる掃除が必要になってしまった」とお話しされ、その言葉に、私達も悲しさと怒りを禁じ得ませんでした。

清掃活動の後はお待ちかねの温泉! お湯に浸かる頃には富士山がすっかり姿を現して、あまりの絶景に参加者から感嘆の声が上がりました。露天風呂から真正面に見える雄大な富士に感激しながらも、つい1時間前に目の当たりにした不法投棄現場を思い出さずにはいられません。バス1台での参加でしたが、来年は2台、3台となるようにと願う一方で、いつかこの活動が必要なくなるようにと祈りながら帰路につきました。



OAGグループ代表の太田孝昭の3Dフィギュアが完成



3Dフィギュアの“身長”は25cm。太田本人の約7分の1ですが、驚くほど精巧に作られています。

OAGグループの創業30年を記念して、社員有志が代表の太田孝昭に3Dフィギュアをプレゼントしました。

最初に54台ものカメラを駆使して、太田自身を360度から3Dスキャン(撮影時間は、わずか0.01秒!)。データはドイツの工場に送られました。

そして、待つこと2カ月。はるばる空輸されてきた箱を開けると、太田本人もびっくり! 細部まで丁寧に再現された3Dフィギュアは、まるで小さな分身が現れたかのような完成度だったのです!

今、その分身は、代表室で太田と一緒にお客さまをお迎えしています。目を留めたお客さまが驚かれる様子を拝見するたびに、実は太田も社員も、心の中で小さな快哉を叫んでいるのです(失礼は、ご容赦ください!)

まだご覧になられていない方は、ぜひ太田の分身に会いにいらしてください。

長期的な経営計画でスムーズな事業承継を

事業承継税制に欠かせない遺留分問題

OAG税理士法人 資産トータルサービス部 部長 奥田周年

事業承継税制が導入され、後継者に自社株を承継させる際には、税負担に有利なケースがあることは前号でご説明しました。しかし、先代経営者の財産を相続人で分けるという観点からは、問題は発生しないのでしょうか。先代経営者の財産構成は、自社株や会社が使用する事業用不動産が大半を占め、あとは自宅、そして会社を退職していれば退職金を運用した金融資産などでしょう。今号では、自社株を既に後継者に贈与済みという前提で、問題点を検証します。

相続人には原則として遺留分がある！

先代経営者が後継者に自社株を贈与していた場合、先代経営者の遺産の分割を巡って、他の相続人の「遺留分」の問題が発生することがあります。民法では、亡くなられた方（被相続人とよびます）の兄弟姉妹以外の相続人に対しては、相続人が被相続人から最低限受け取ることのできる権利として「遺留分」を認めています。

(1) 遺留分の対象財産

遺留分の対象財産は、相続が発生した時の時価で計算し、被相続人の財産から債務を控除した残額に生前贈与財産などの特別受益を加えます。例えば、後継者に贈与した自社株の時価が1億円、相続発生時の株価が15億円、相続発生時の事業用不動産が1億円、現預金が5億円とすると、遺留分の対象財産は、「自社株(15億円) + 事業用不動産(1億円) + 現預金(5億円) = 21億円」となります。

【遺留分の対象財産の例】

相続開始前1年以内の贈与
遺留分権利者に損害を与えることを知って行った贈与
相続人への特別受益
相続開始時の相続財産
△相続開始時の債務

(2) 遺留分

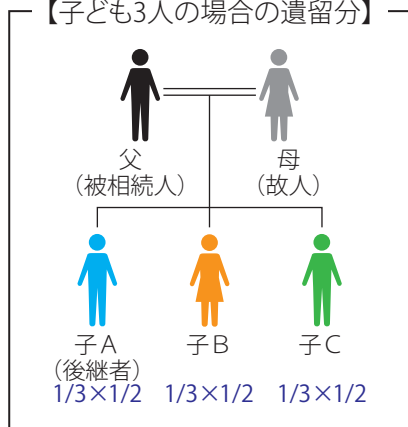
「遺留分」とは、相続人に保障されている最低限の権利をいい、法定相続人が父や母だけの場合は遺留分の対象財産の3分の1、それ以外の場合は対象財産の2分の1になります。

▶ 遺留分の計算例

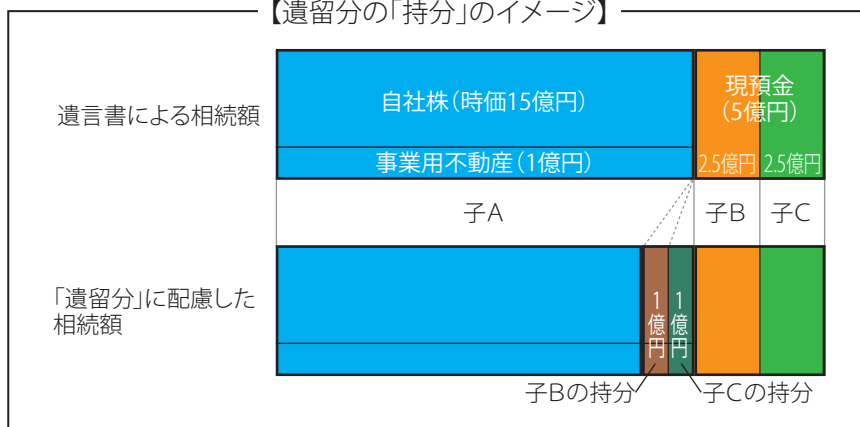
相続人は3人の子もだけで、後継者の子Aには生前に自社株を贈与していました。その上で、遺言書で子Aに事業用不動産を相続させ、子Bと子Cには残りの現預金を2分の1ずつ相続させるという意思表示をしていました。この場合、子Bと子Cの遺留分は、それぞれ「21億円×1/3(法定相続分)×1/2=3億5,000万円」ずつとなります。

それに対して遺言書では、子Bと子Cには相続発生時の現預金(5億円)を相続させるとしているため、それぞれの相続額は2億5,000万円になります。遺留分の3億5,000万円には1億円不足するため、子Bと子Cは後継者の取得した財産の中に、不足分に相当する1億円の持分をそれぞれが持つこととなります。

【子ども3人の場合の遺留分】



【遺留分の「持分」のイメージ】



遺留分に関する民法の特例

(1) 除外合意と固定合意

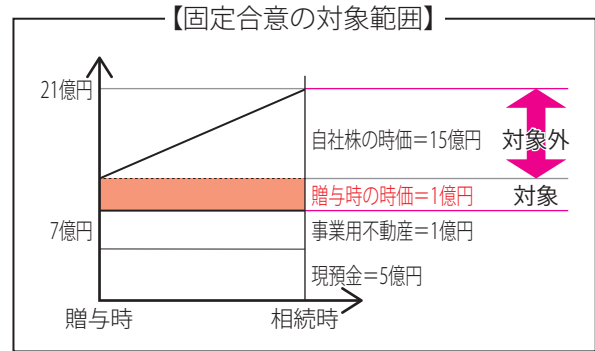
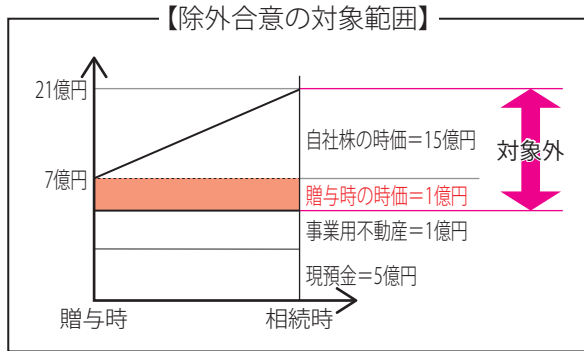
自社株を後継者に生前贈与をした際に発生する遺留分の問題を回避するために、「除外合意」と「固定合意」という「遺留分に関する民法の特例」が定められています。経済産業大臣の確認を受けた後継者が、その合意内容を家庭裁判所の許可を受けることにより効力が発生します。なお、2014年2月末時点で、遺留分に関する民法の特例の適用件数は、全て除外合意で69件でした。

除外合意

先代経営者から後継者が贈与または相続で取得した株式等を遺留分算定の基礎財産に算入しないことを、先代経営者の生前に、推定相続人と後継者が合意することをいいます。

固定合意

先代経営者から後継者が贈与または相続で取得した株式等を合意時の価額で遺留分算定の基礎財産に算入することを、先代経営者の生前に、推定相続人と後継者が合意することをいいます。



(2) 特例を受けるための条件と手続き

▶ 特例を受けるための条件

特例の適用を受ける場合には、先代経営者、後継者、会社にそれぞれ下記の条件があります。

先代経営者	・過去または合意時点において会社の代表者であること
後継者	・合意時点で会社の代表者であること ・後継者は先代経営者から株式を贈与で取得したことにより議決権の過半数を持つこと
会社	・3年以上継続して事業を行っている非上場会社であること ・中小企業者であること

▶ 特例を受けるための手続き

特例を受けるためには、①推定相続人全員及び後継者で合意書を作成すること、②合意の日から1カ月以内に経済産業大臣の確認をとること、③経済産業大臣の確認を受けた日から1カ月以内に家庭裁判所に申し立て、許可を受けることが必要です。それぞれの手続きには期限がありますので、ご注意ください。

遺留分制度の見直し

平成30年に民法が約40年ぶりに改正され、配偶者居住権や自筆証書遺言の保管制度の創設など大幅な見直しが行われました。その中に遺留分制度の見直しがあり、遺留分の対象となる財産の範囲が変更になります(2019年7月1日施行)。改正前は相続人への特別受益(生前贈与)は期間制限がありませんでしたが、改正後は相続開始前10年以内に制限されます。前記の事例で15年前に後継者に自社株を贈与したとすると、改正後の遺留分は以下のように変わります。

- ① 遺留分の対象となる財産 1億円(事業用不動産)+5億円(現預金)=6億円
- ② それぞれの遺留分 $6億円 \times 1/3$ (相続分) $\times 1/2$ (遺留分) = 1億円
- ③ 遺留分侵害額 子A、B、Cともに遺留分以上の財産の遺贈を受けるため、遺留分の侵害無し

遺留分問題を回避するための事前準備が必要

民法の改正により、遺留分の対象となる相続人への生前贈与は相続開始前10年間に限定されるため、遺留分問題を回避するには、早めに後継者に自社株を移転する必要があります。また、現行民法では、遺留分を侵害された人は遺留分相当の対象財産を持つこととなりますが、民法改正後は遺留分相当の金銭を請求する権利に変わるので、共有物の分割という争いが無くなります。事例のケースでは、後継者が相続した事業用不動産を会社に売却して、遺留分相当の金銭を捻出することも考えられます。いずれにしても、遺留分に見合う生命保険に加入するなど、会社の資産を後継者に渡せるようにする準備が必要です。

豊富な経験と確かなノウハウでスムーズな事業承継をサポートします

事業承継税制を考える際、遺留分の問題を発生させないよう、先を見越して準備することが大切です。事業承継のご検討で分からないことやお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

OAG 税理士法人 資産トータルサービス部 ☎ 03-3237-7540

『ダイヤモンド』にOAGが取り組む事業承継とM&Aが掲載されました

OAG 税理士法人とOAGコンサルティングが取り組む事業承継とM&Aについて、『ダイヤモンドセレクト』の12月号に解説記事が掲載されました。

現在、中小企業の多くが、経営者の高齢化や後継者難等の問題に直面しています。2017年7月に中小企業庁が「事業承継5ヶ年計画」を策定するなど、行政の動きも手伝って事業承継への関心が高まっていますが、承継計画を策定している経営者は、まだ少数派です。承継までの準備期間を考えると、少なくとも経営者が60歳代になれば承継計画を立案する必要がありますが、「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(中小企業庁委託)によると、十分に準備が出来ている60歳代の経営者は、わずか5.4%に過ぎません。こうした背景から、この度OAGでは『ダイヤモンドセレクト』12月号の相続と事業承継の特集にあたり、経営者の事業承継上の課題について、情報提供に協力しました。

事業承継を考える際には、「財産の承継」と「経営の承継」という2つの側面からアプローチする必要があります。そのため、OAGグループでは、財産承継、経営承継、M&Aの担当者がお客さまとのご相談に同席して、徹底的にヒアリングとディスカッションを繰り返しています。その過程で、お客さま自身もまだ気付かれていない潜在的なニーズを発見することも多く、より理想的な問題解決へとつなげることができます。

記事では、こうした取り組みを具体的に取り上げて、簡潔に説明しています。OAGグループとお客さまの絆を深める一助として、ぜひご一読ください。



『実務経営ニュース』でクラウド会計を導入したOAGコンサルティングが紹介されました



OAGコンサルティングが、飲食店向けサービスに「クラウド会計ソフトfree」を導入したことが、『実務経営ニュース』の11月号で特集されました。ソフトを開発したfree株式会社の佐々木大輔社長とOAGコンサルティング社長の田中繁明が、両社のスタッフも交えてクラウド会計システムの有効性を語りあった12ページの対談記事です。

「ヒト・モノ・カネ・情報」という経営資源を一元管理するERP(統合基幹業務システム)が注目を集めていますが、コスト的に中小企業には導入が難しいという問題がありました。

一方、「クラウド会計ソフトfree」は非常に拡張性の高い会計ソフトで、「通常の会計処理をしていく延長線上に、さまざまなお客様の業務フローの改善に役立つデータを加工して出力する」というOAGコンサルティングの要望に応えていただくことができた。



また、入力工数の削減、データの自動連携、自動仕分けなど、有効な機能が多数用意され、作業時間の削減にも直結しています。その新たに生まれた時間を、お客さまのサポートの充実に振り向けることで、今後も「ミライにつながる今を創造する」という私たち本来の目標に向かって、邁進してまいります。

私の Off-Time

「猫を飼って良かったこと」

(株)OAGコンサルティング 小出秀音

現在、私の趣味というわけではありませんが、好きなものがあります。それは、「猫」です。

我が家には、アビシニアンという種類の猫が1匹同居しています。名前は、「れおな」。私の学生時代にやってきた子です。

私は一人っ子で母子家庭ということもあって、家に居てもなんとなく一人ぼっちな寂しさを感じていました。その気持ちを紛らわせてくれそうだったことが、れおなと同居を始めたきっかけです。

自分の貯金を切り崩しながら、トイレやご飯、ブラッシング、爪切りなどなど、れおなの世話をしていく中で、猫に対する興味が次々に湧いてきました。アビシニアンはもともと活発で遊び好きな性格なのですが、色々調べていくうちにれおなへの理解も深まって、可愛さがどんどん募っていったのです。

れおなと一緒に暮らして良かったことが、2つあります。1つ目は、家族との会話が増えたことです。それまでは必要最低限の日常会話で済ませることが多かったのですが、れおながきてからは何気ない会話も増えて、家の中がより明るくなったように思います。

2つ目は、れおなをきっかけに、友人が増えたことです。“猫あるある”で盛り上がり、一緒に猫カフェに行ったり、新しい交友関係が広がりました。

れおなと出会ったことで、私を取り巻く環境が、内も外もこんなにも充実するとは思っていませんでした。正直驚いています。

今、もう1匹、家族に迎えたいと思っています。私も社会人になり、家に居る時間が少なくなったことが大きな理由です。

自分自身を振り返ってみても、一人っ子はなんとなく寂しいものです。れおなと相性が良い遊び相手を見つけて、今度は私がれおなに恩返しをしたいと考えています。



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略室 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
	ただ今準備中です。予定が決まり次第、お知らせ致します。	

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



Photo by Yasuyoshi Wada

横浜港辺りは、首都圏でも絶好の散策コースだと思います。私の横浜の思い出は、昭和30年代に始まります。小学生の頃、山梨から磯子区にある叔母の家まで、国鉄の桜木町駅から路面電車とバスを乗り継いで、よく遊びに行ったものでした。当時、横浜で一番の繁華街は伊勢崎町で、2軒のデパートの屋上にある遊園地で遊んで、今もある不二家のチョコレートパフェを食べるのが最高の楽しみでした。また、山の手は駐留軍の住宅地で、アメリカ人を多く見かけました。今からはとても想像できない横浜の光景です。そんな横浜の代表的な散策コースは、関内駅→山手洋館群→港の見える丘公園→外人墓地→元町→マリンタワー(※1)→氷川丸(※2)→山下公園→赤レンガ倉庫→自動車道(※3)→桜木町・みなとみらい駅、そして桜が綺麗な三溪園、ベイエリアの大正・昭和初期にデザインされた洋風建築建物など、見どころ満載です。

※1: マリンタワーは開港100周年の記念事業で1961年に建設された横浜のシンボリック的存在です。

※2: 山下公園に係留されている氷川丸は、昭和初期に北米航路で活躍した大型客船で、「北太平洋の海の女王」と呼ばれていました。氷川丸からも望めるベイブリッジは9年の歳月をかけて1989年に完成しました。

※3: 自動車道は、明治44年(1911年)に開通した臨港鉄道の跡地を利用した海を渡る遊歩道です。

<編集後記>

先週末から体調を崩し、「まだ予防接種もしていないのに、インフルエンザでは?」と焦ってしまいました。今年もインフルエンザに怯える季節になりましたが、インフルエンザは500年前のイタリアで冬場に流行した病気が始まりなのだそうです。当時は寒気の影響だと考えられ、「影響」を意味するイタリア語の「influenza」が語源になったといわれています。昔はワクチンも無く、大変だったことは想像に難くありません。予防には、手洗い、うがいはもちろんですが、やはりマスクが効果絶大のようです。湿度を50~60%に保つことが理想的で、ヨーグルトや納豆を食べることも予防効果があるそうです。ちょっとおかしいな?と感じたら早めに受診して、インフルエンザの猛威に負けない体力を維持したいですね。今年もお世話になり、ありがとうございました。(い)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング
OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略室 広報